

注記（連結会計）

1. 連結財務書類における注記

連結財務書類作成においては、連結対象団体がそれぞれ作成した財務書類を国が示した統一的な基準により読み替えて作成しています。連結財務書類の会計処理の手法等については、それぞれの連結対象団体の手法によります。

2. 追加情報

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結団体については、税抜方式によっています。

(2) 連結対象団体

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
双葉地方水道企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	団体が示す算定方法による
福島県後期高齢者医療広域	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.181%
双葉地方広域市町村圏組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	12.23%
株式会社広野町振興公社	第三セクター等	全部連結	—
福島県市町村総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	団体が示す算定方法による

連結の方法は次のとおりです。

①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

②地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

③第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。

ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としない場合があります。